

第4回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和2年4月2日(木)
開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	西 山 哲	○
2	池 田 良 一	○	9	吉 村 幸 夫	○
3	福 田 義 晴	○	10	前 田 節 朗	欠
4	松 尾 梨 香	○	11	岸 本 熊 一	○
5	江 向 信 夫	○	12	相 良 安 夫	○
6	力 武 正 光	○	13	田 代 三 義	○
7	中 島 德 雄	○	14	山 口 光 壽	○

議事録署名者 4番 松尾 梨香

13番 田代 三義

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第16号	農地法第5条の申請について	(10件)
議案 第17号	農地法第4条の申請について	(3件)
議案 第18号	農地法第3条の申請について	(3件)
議案 第19号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について (利用権設定 通年 45件) (農地中間管理事業 1件)	
議案 第20号	令和2年第2回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	(1件)

8. 報告事項

報告 第5号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
--------	---------------------	------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																					
議長	<p>それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。本日の欠席者は、10番 前田節朗委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。今回は4番 松尾 梨香委員、13番 田代 三義委員です。事務局で作成する議事録が完成次第、御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第16号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>議案第17号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第18号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第19号</td> <td>農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>45件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第20号</td> <td>令和2年 第2回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について 3件 となっております。</p>	議案第16号	農地法第5条の申請について	10件	議案第17号	農地法第4条の申請について	3件	議案第18号	農地法第3条の申請について	3件	議案第19号	農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	45件		農地中間管理事業	1件	議案第20号	令和2年 第2回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について	1件
議案第16号	農地法第5条の申請について	10件																				
議案第17号	農地法第4条の申請について	3件																				
議案第18号	農地法第3条の申請について	3件																				
議案第19号	農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について																					
	利用権設定 通年	45件																				
	農地中間管理事業	1件																				
議案第20号	令和2年 第2回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について	1件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第16号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																					
事務局	<p>議案第16号 農地法第5条の申請10件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、15番になります。</p> <p>図面は、1ページから4ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>																					

事務局	<p>続きますして、議案の1ページ、16番になります。 図面は、5ページから7ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、宅地分譲地を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に該当します。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 なお、許可を受けずに転用を行ったとして、始末書が添付されています。</p> <p>続きますして、議案の1ページ、17番になります。 図面は、8ページから13ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅を建築するための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地に該当します。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きますして、議案の2ページ、18番になります。 図面は、14ページから20ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、建売分譲住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きますして、議案の2ページ、19番になります。 図面は、21ページから25ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p>
-----	--

事務局	<p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に該当します。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、20番になります。 図面は、26ページから31ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、宅地分譲及び老人施設広場としての貸付地を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に該当します。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、21番になります。 図面は、32ページから35ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、貸駐車場の進入路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に該当します。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 なお、許可を得ず、既に進入路として利用されているため、始末書が添付されております。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、22番になります。 図面は、36ページから41ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に該当します。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、23番になります。 図面は、42ページから45ページになります。</p>
-----	---

事務局	<p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、貸駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に該当します。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、24番になります。 図面は、46ページから50ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第16号 農地法第5条の申請については以上10件です。</p>
議長	<p>それでは、15番については担当から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>太陽光発電施設設置の申請です。申請地は以前茶畑でした。隣接農地についても、現在は耕作されておりません。</p> <p>また、太陽光発電を設置するにあたり、伊万里市の条例に基づき市長の同意を得る手続きをしていただいております。</p> <p>雨水排水は、素掘りの側溝を整備して処理されます。区長、生産組合長の印鑑もあり、私も押印しています。</p> <p>周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>周辺が宅地になっている地域に残っていた農地を宅地分譲する申請です。</p> <p>雨水は道路側溝へ繋がれます。周辺に農地はありませんので影響はないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もあり、私も問題ないと思いましたので、ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	16番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、17番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	所有者の孫が一般住宅を建設するための申請です。 雨水は、道路側溝へ、生活排水は下水道へ接続されます。 区長、生産組合長の印鑑もあり、隣接農地にも影響はないと思いますので、私も印鑑を押しております。ご審議よろしく申し上げます。
議長	17番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、18番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	ここは、随分前から、耕作されず管理されておりました。ここに4軒家を建てたいということで建売分譲住宅建設の申請です。雨水は既存の道路側溝へ、生活排水は合併浄化槽を設置して処理されます。区長、生産組合長の印鑑もあり、私も問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。
議長	18番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、19番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	一般住宅を建てたいということでの申請です。雨水は道路側溝へ、生活排水は下水道へ接続されます。 区長、生産組合長の印鑑もあり、私も問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。
議長	19番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	隣接する老人施設の広場と、宅地分譲5区画として利用するための申請です。川に面しておりますが、雨水は既設側溝へ、処理され、生活排水は下水道へ接続予定です。 区長、生産組合長の印鑑もあり、私も問題ないと思い捺印しております。ご審議よろしく申し上げます。
議長	20番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、21番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	隣接する貸し駐車場への侵入路として利用するための申請です。 面積が狭く、周辺への影響はないと思います。 雨水は既設の側溝へ処理されます。 区長、生産組合長の印鑑もありましたので、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、22番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>共同住宅建設のための申請です。</p> <p>雨水は、溜桝を設置して道路側溝へ排水し、生活排水は下水道へ接続されます。</p> <p>区長への説明も行われ、区長、生産組合長の印鑑もあり、私も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>22番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、23番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請者が経営する運送会社のトレーラーの駐車場として利用するための申請です。</p> <p>砂利を敷いて駐車場にするため、雨水は地下浸透と隣接の側溝へ排水されます。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もあり、周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>23番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、24番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>譲渡人の孫が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>雨水は、既設の道路側溝へ、生活排水は合併浄化槽を設置して処理されます。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もあり、排水の関係も問題ないようですので、私も印鑑を押しております。ご審議よろしくおねがいします。</p>
議長	<p>24番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請10件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第17号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号 農地法第4条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の5ページ、3番になります。</p> <p>図面は、51ページ52ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、植林のための申請です。</p>

事務局	<p>農地区分は、第2種の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>続きまして、議案の5ページ、4番になります。</p> <p>図面は、53ページから56ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の5ページ、5番になります。</p> <p>図面は、57ページから59ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、自宅への進入路及び駐車場等の建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>議案第17号、農地法第4条の申請については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは農地法第4条申請 3番について担当委員から説明をお願いします。</p>

○番委員	申請者が農地を山に戻したいとのことでクヌギを植える申請です。雨水は、そのまま自然流下されます。 区長、生産組合長の印鑑もあり、私も現地を確認し問題ないと思いましたが、よろしくお願いします。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。 〈なし〉 続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	太陽光発電を設置される申請です。排水については、集水桝を設置し、道路側溝へ放流する計画です。 区長、生産組合長の印鑑もあり、周辺の農地への影響はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。 〈なし〉 続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	自宅への乗入れ口及び住宅、駐車場としての転用です。 雨水は水路放流後、道路側溝へ放流されます。区長、生産組合長の印鑑もあり、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	5番について、御意見、御質問はございませんか。 〈なし〉 無いようですので、議案第17号農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、県へ進達します。 続きまして、議案第18号 農地法第3条の申請3件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第18号 農地法第3条の申請3件について御説明します。 議案は6ページ、14番から16番になります。 申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第18号 農地法第3条の申請については以上3件です。
議長	それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。 〈なし〉 特に無いようですので、議案第18号 農地法第3条の申請3件については許可とします。

議長	<p>続きまして、議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年45件について、御説明します。</p> <p>議案の7ページから15ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が24名、貸付人が42名で、面積は田が136,936㎡、畑が17,036㎡です。</p> <p>利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しております。申出書を16ページから41ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定については以上45件です。</p>
議長	<p>議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年45件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年45件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号 農用地利用集積計画[農地中間管理事業(集積計画一括方式)]1件について御説明いたします。</p> <p>議案は42ページになります。</p> <p>中間管理事業はこれまで、集積計画で貸手から公社へ、配分計画で公社から借り手へ農地の権利設定を行っていましたが、令和元年11月より、貸し手から公社、公社から借り手への権利設定を同時に行う際は、集積計画のみで行えるようになりました。</p> <p>農用地利用集積計画書を43ページに掲げております。佐賀県農業公社を介しての利用権設定、貸付となっております。</p> <p>面積は田が2,844㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。期間は5年です。</p> <p>議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業については以上1件です。</p>

議長	<p>議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業1件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第20号 令和2年 第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号 令和2年第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明します。</p> <p>先月上程した内容と同様であり、農地所有者等からの非農地への要望があった農地であります。先月の議案に上程できなかった農地のため、今回上程をしています。本議案の承認の後、非農地通知書を送付いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第20号 令和2年 第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、令和2年 第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について提案のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明いたします。</p> <p>議案の45ページをご覧ください。</p> <p>6番についてご説明します。</p> <p>貸人の都合による解約となっております。</p> <p>詳細としましては、農業者年金受給に係る後継者として借受人に貸付をしていましたが、貸付人の孫へ後継者を変更することとなったため、解約を行います。</p> <p>なお、孫への利用権設定については、議案第19号に上程しています。</p>

事務局	<p>続きまして、7番です。 貸人の都合による解約となっています。 解約後は、転用の予定となっています。</p> <p>続きまして、8番です。 貸人の都合による解約となっています。 解約後は、別の方へ貸借予定となっており、議案第19号に上程しております。</p> <p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理3件について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第4回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>